ひとり親世帯
生活支援

ひとり親世帯臨時特別給付金

国では、新型コロナウイルス感染症により、家計が急変するなどの影響を受けたひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

■対象

◦**基本給付**…次のいずれかの要件に該当する人❶６月分の児童扶養手当が支給される人❷公的年金などを受給しており、６月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人❸感染症の影響を受け家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準まで減少した人

◦**追加給付**…基本給付❶または❷に該当する人のうち、感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

＊要件に該当するか不明な場合は確認をしますので、新館地域福祉課へお問い合わせください

■支給額

◦**基本給付**…１世帯当たり５万円、第２子以降１人につき３万円

◦**追加給付**…１世帯当たり５万円

〔支給例〕

児童扶養手当の対象となる子どもが３人おり、収入が大きく減少しているひとり親世帯の場合

区　分		内　容
①	基本給付	11万円（５万円＋３万円＋３万円）
②	追加給付	５万円
③	支給額	16万円（①＋②）

■申請期限　令和３年２月26日(金)

■申請手続き

区分	対象	手続き
基本給付	６月分児童扶養手当受給者	申請不要
	上記以外	申請必要
追加給付	６月分児童扶養手当受給者	
	上記以外	

◦**申請必要の人**…申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて下記へ提出

※必要書類は申請する人によって異なりますので、申請前に下記へお問い合わせください。申請様式は、新館地域福祉課に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

市ホームページ QRコード

■支給時期

◦申請不要の人は、８月上旬に６月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込み

◦申請必要の人は、申請内容を確認後、９月以降に順次支給する予定

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課（〒025-8601花城町9-30 ☎41-3575）

振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意しましょう！

自宅や職場などに、厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、下記にご連絡ください。

◦花巻警察署…☎23-0110
◦警察相談専用電話…☎#9110
◦新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン…☎0120-213-188
◦消費者ホットライン…☎188

心配な人は
ご相談ください

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

岩手県 帰国者・接触者相談センター
24時間対応
☎019-651-3175
FAX019-626-0837

岩手県 感染症相談窓口
午前９時～午後９時
☎019-629-6085
FAX019-626-0837

厚生労働省 電話相談窓口
午前９時～午後９時
☎0120-565653
FAX03-3595-2756

申請サポート
窓口を開設

国の家賃支援給付金
法人600万円、個人事業者300万円が上限

国による家賃支援給付金 申請サポート窓口を開設しています

国では、売り上げの減少に直面した事業継続を下支えするため、「家賃支援給付金」を支給し、地代・家賃（賃料）などの負担を軽減しています。

申請は、電子申請（オンライン）のみとなっていますが、自分自身で申請することが難しい人のための申請サポート窓口を国が設置しています。

■対象　市内事業者
■期間　９月30日(水)まで（予定）
※都合により変更となる場合があります
■時間　午前９時30分～午後５時30分
■会場　なはんプラザ
■相談料　無料
■予約　申請サポート会場電話予約窓口（☎0120-150-413）

◆ ◆ ◆ ◆ 国の家賃支援給付金の概要 ◆ ◆ ◆ ◆

■対象　次の要件を全て満たす事業者

▶資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者▶５月～12月の売上高が次のいずれかに当てはまること❶１カ月で前年同月比50%以上減少❷連続する３カ月の合計で前年同月比30%以上減少▶自ら営む事業のために占有する土地・建物の賃料など（共益費、管理料含む）を支払っていること

■上限額

◦法人の場合…600万円

◦個人事業者の場合…300万円

■給付額

申請日の直前１カ月以内に支払った金額を算定の基礎として、法人または中小企業者ごとに定められた方法によって算定された月額の６倍を給付

◦**法人の場合**

支払った賃料の額	給付額の算定方法
75万円以下	支払賃料×３分の２
75万円超	50万円＋（支払賃料の75万円超過分×３分の１） ※月額100万円が上限

〔支給例〕

①支払賃料が月額６万円の場合

６万円×３分の２×６＝給付額24万円

②支払賃料が月額90万円の場合

〔50万円＋（90万円－75万円）×３分の１〕×６＝給付額330万円

◦**個人事業者の場合**

支払った賃料の額	給付額の算定方法
37.5万円以下	支払賃料×３分の２
37.5万円超	25万円＋（支払賃料の37.5万円超過分×３分の１） ※月額50万円が上限

〔支給例〕

①支払賃料が月額10万円の場合

10万円×３分の２×６＝給付額40万円

②支払賃料が月額45万円の場合

〔25万円＋（45万円－37.5万円）×３分の１〕×６＝給付額165万円

＊申請書類などは国の家賃支援給付金申請用ホームページに掲載しています

申請用ホームページ QRコード

市が実施している家賃補助（花巻市中小企業持続支援事業補助金）を受けた場合でも、国の給付金を受給できます。詳しくは、相談ダイヤルへお問い合わせください。

【問い合わせ】本館商工労政課（☎41-3539）